

## 国立大学法人大分大学クロスアポイントメント制度に関する規程

平成30年2月26日制定

平成30年規程第6号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第13条の2の規定により、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）におけるクロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教員」とは、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第2項第1号に規定する教育職員のうち教授、准教授、講師又は助教をいう。
- (2) 「営利企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の会社のほか、銀行法（昭和56年法律第59号）などの法律により設立される法人等で、主として営利活動を営むものをいう。
- (3) 「他機関」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 国立大学法人（本法人を除き、大学共同利用機関法人を含む。）
  - イ 独立行政法人（行政執行法人を除く。）
  - ウ 地方独立行政法人（特定地方独立行政法人を除く。）
  - エ 営利企業
  - オ その他学長が認める機関
- (4) 「クロスアポイントメント制度」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 教員が、本法人の職員としての身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本法人及び当該他機関において業務に従事すること。
  - イ 他機関の職員が、当該他機関の職員としての身分を保有したまま本法人の教員として雇用され、当該他機関及び本法人において業務に従事すること。

### (制度適用の承認等)

第3条 教員にクロスアポイントメント制度を適用させようとする場合は、当該教員が所属し、又は所属することとなる部門の長は、国立大学法人大分大学教員人事委員会の議を経た上で、原則として適用希望日の1月前までに、クロスアポイントメント制度適用申請書（様式第1号）及び同意書（様式第2号）に当該クロスアポイントメント制度に関する協定（以下「協定」という。）を添付の上、学長に申請する。

2 前項に規定する申請があった場合における承認又は不承認の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第4号アの規定により他機関に雇用される場合にあつては、役員会の議を経て決定する。
- (2) 前条第4号イの規定により本法人に雇用する場合にあつては、教育研究評議会の議の

後、役員会の議を経て決定する。

- 3 学長は、前項によりクロスアポイントメント制度適用の承認又は不承認を決定した場合は、遅滞なく、当該決定内容を書面により当該部門の長に通知する。
- 4 学長は、前条第4号アの規定により他機関に雇用される者に係る前項の決定を通知した場合は、教育研究評議会に報告する。
- 5 学長は、前各項の手続を経てクロスアポイントメント制度適用を承認した者について、当該他機関の長と協定を締結する。

#### (制度承認の要件)

第4条 学長は、前条第1項の規定による申請が、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものであるときは、クロスアポイントメント制度適用の承認を行うものとする。

- (1) 本法人の教育研究等の一層の推進及び社会への貢献に資するものであること。
- (2) 本法人の利益に相反しないものであること。
- (3) 教員の倫理が保持されるものであること。
- (4) 教員としての職務の遂行に支障が生じないものであること。
- (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないものであること。

#### (制度適用の期間)

第5条 クロスアポイントメント制度を適用する期間については、5年(営利企業については1年)を超えない範囲内で協定により決定し、役員会の承認を得た場合は、これを更新することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、労働契約の期間を定めて雇用される教員にクロスアポイントメント制度を適用させる場合は、当該労働契約の期間を超えることはできない。

#### (制度適用期間中の給与、労働時間等)

第6条 クロスアポイントメント制度が適用された教員(以下「クロスアポイントメント適用教員」という。)の給与については、国立大学法人大分大学職員給与規程(平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。)の規定にかかわらず、協定により決定する。

- 2 クロスアポイントメント適用教員に支給する給与は、給与規程第40条の規定にかかわらず、原則として、本法人又は他機関のいずれかを通じて一括支給するものとする。この場合において、給与の支給を行う機関に対し、他方の機関は給与負担金(当該機関が支給すべき給与相当額及び雇用に関して付随するものをいう。)を支払う。
- 3 クロスアポイントメント適用教員(第2条第4号アに該当する教員に限る。)に対する前項による支給額が、クロスアポイントメント制度の適用がない場合における給与額(実績給を除く。)を下回るときは、クロスアポイントメント制度の適用期間中、当該クロスアポイントメント適用教員に対し、必要な補填を行うなどの措置を講ずることができる。
- 4 クロスアポイントメント適用教員の勤務時間、休日及び休暇等については、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第21号)の規定にかかわらず、協定により決定する。

5 前各項に定めるもののほか、クロスアポイントメント適用教員の労働条件について就業規則の規定により難しい場合は、協定により決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の適用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第61号)

この規程は、令和2年9月28日から施行する。

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

〇〇部門長

〇 〇 〇 〇

## クロスアポイントメント制度適用申請書

国立大学法人大分大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成30年規程第6号）  
第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

対 象 教 員	現所属又は主担当・職名	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）
他機関	機関名	
	事業内容	
	本法人との利害関係	有 ・ 無
適 用 内 容	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	本法人及び他機関の 業務割合	本法人（        ）％，他機関（        ）％
	勤務日	本法人： 例）毎週月曜～木曜
		他機関： 例）毎週金曜日
	本法人（他機関） における所属・職名	
	本法人（他機関） における業務内容	
他機関における 責任の程度	（対象者が本法人の教員である場合のみ記入）	
申請理由 （教育研究効果等）		
本法人の業務への影響 及び対応方針	（対象者が本法人の教員である場合のみ記入）	
利益相反の管理，倫理 の保持，職務の公正性， 透明性に関すること		

様式第2号

同 意 書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇長 殿

氏名（自署）



私は、当該クロスアポイントメント制度に関する協定の内容について同意します。